

瀬戸内市いじめ防止基本方針

令和7年3月
瀬戸内市・瀬戸内市教育委員会

目次

はじめに	2
I いじめ問題への対策の方針	3
1 いじめの定義	3
2 いじめについての基本的な認識	3
3 いじめ問題への対策に関する基本的な考え方	4
(1) いじめの未然防止	
(2) 早期発見	
(3) いじめへの対処	
(4) 家庭や地域との連携	
(5) 関係機関との連携	
(6) 保護者の責務	
II いじめ問題への対策の内容	6
1 いじめ問題への対策のために市が実施すべき内容	6
(1) 瀬戸内市いじめ問題対策連絡協議会の設置	
(2) 瀬戸内市いじめ問題対策専門委員会の設置	
(3) 市が実施すべき取組	
①いじめの未然防止 ②早期発見 ③いじめへの対処	
2 いじめ問題への対策のために学校が実施すべき内容	9
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	
(2) 基本方針に基づく取組の点検・評価	
(3) いじめ対策委員会の設置	
(4) 学校が実施すべき取組	
①いじめの未然防止 ②早期発見 ③いじめへの対処	
3 重大事態への対処	16
(1) 学校の設置者又は学校による調査	
①重大事態の発生と調査 ②調査結果の提供及び報告	
(2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	
①再調査 ②再調査の結果を踏まえた措置	
III その他の重要事項	18
1 いじめ問題への対策の点検評価	
2 瀬戸内市いじめ防止基本方針の見直し	

はじめに

「いじめ」は、決して許される行為ではない。いじめられた児童生徒の教育を受ける権利を侵害するばかりでなく、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、さらには生命又は身体に危険を生じさせるおそれもある。

「いじめ」は、どの児童生徒にも、どの学校にも起こり得ることを認識し、いじめられている児童生徒がいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている児童生徒にはその行為を許さず、毅然として指導していく必要がある。

本市では、人権教育の充実を図るとともに毎年6月の「いじめについて考える週間」等でいじめ防止に向け各校で主体的な取組を行ってきた。しかしながら、いじめは複雑化・多様化しており、特にスマートフォン（以下「スマホ」という。）等を介してのソーシャルネットワーキングサービス等（以下SNS等）によるいじめなど、新たな課題への対応も必要になってきている。

こうした状況の中で、平成25年に「いじめ防止対策推進法」以下「法」という。）が施行され、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国の方針」という。）が策定された。

平成26年4月に策定した「瀬戸内市いじめ防止基本方針」（以下「市の方針」という。）に基づき実施してきたこれまでの取組を改めて見直し、国や県の基本方針も参考にし、本市のいじめ問題への対策をより一層総合的かつ効果的に推進するために改訂を行うこととした。

いじめ問題の解決のためには、大人が児童生徒の健やかな成長をしっかりと育むとともに、児童生徒がいじめを自分たちの問題として捉え、いじめをしない、させない、放置しないといった意識をもたせることや主体的に改善していこうとする力を育成することが必要である。そのためには、市、学校、家庭、地域住民その他の関係者が本基本方針の趣旨を踏まえて、それぞれの役割と責任を自覚し、連携していじめを許さない風土作りに取り組まなければならない。

I いじめ問題への対策の方針

1 いじめの定義

いじめとは、児童生徒に対して、同じ学校に在籍しているなど一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット（以下「ネット」）を通じて行われるものを含む。）であって、対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

なお、個々の行為がいじめに当たるかどうかの判断は、表面的・形式的なものに留まらず、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。物理的な影響とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。たとえ、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。そのため、客観的な事実確認や細かい状況把握を行い総合的に判断する必要がある。

いじめに該当すると判断した場合は、加害行為を行った児童生徒に対しは、直ちにその行為を止めさせ、悪質性を理解させた上で毅然とした指導を行う。

また、発達障害のある児童生徒に対しては、教職員がそれらの障害の特性を十分に理解した上で適切な指導・支援を行うよう配慮する。

2 いじめについての基本的な認識

次のような点を認識しながら、いじめ問題への対策に取り組む必要がある。

- (1) いじめはどの児童生徒にも、どの学校にも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害である。
- (2) いじめを防止するには特定の児童生徒や特定の立場の人だけの問題とせず、全ての児童生徒に関係する問題であり、いじめを認識しながら助長したり傍観したりすることがないよう、いじめられた児童生徒の心身に及ぼす深刻な影響について、全ての児童生徒が十分に理解できるように学校の内外を問わず行われなければならない。学校全体を通して真剣に取り組む必要がある。
- (3) 児童生徒の健全育成を図り、いじめのない社会を実現するためには、学校、家庭、地域、そして、関係機関及び団体がそれぞれの役割と責任を自覚し、主体的かつ相互に協力し、連携して取り組まなければならない。
- (4) 児童生徒は、自らが安心して豊かな生活ができる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない環境・風土作りに努める。

また、いじめは、次のような児童生徒の心理や特性があることから客観的に十分な確認ができるよう留意する。

＜周囲の状況等から客観的にいじめの有無の確認が必要な例＞

- ア 自分がいじめられているということを保護者や友達に知られたくないという意識から、被害児童生徒本人がいじめられていることを認めない場合
- イ 加害の児童生徒への恐怖心や、仲間はずれにされるのではないかと不安から、被害児童生徒本人がいじめられていることを認めない場合
- ウ 障害のある児童生徒が、その障害の特性により、加害・被害の自覚が薄い場合やいじめている、又は、いじめられていることが認識できない場合

3 いじめ問題への対策に関する基本的な考え方

(1) いじめの未然防止

〔教育委員会・学校の役割〕

学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは人権を侵害する決して許されない行為である。」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他者の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育むとともに、児童生徒の訴える力の育成や見て見ぬふりをせず、互いに支え合う風土を培う。加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりや、落ち着いた学習や学級活動の基礎となる学習規律の定着も未然防止の観点から重要である。これらに対処するための教職員の資質向上や、その他のいじめ問題への対策を点検・評価し、改善に生かす仕組みを確立することが必要である。

さらに、スマホ等によるネット上のSNS等の普及に伴い、潜在化しているいじめの問題を考慮し、情報モラルに関する児童生徒への教育や保護者への啓発が必要である。

〔家庭・地域の役割〕

いじめの問題への取組の重要性についての認識を市民全体に広め、学校、家庭、地域と一体となって取組を推進するための普及啓発が大切である。また、家庭においては、就学前の幼児期から、人との関わり、生活習慣、規範意識などに配慮した子育てを行うとともに、家庭や地域においても、家族や大人たちとふれあう機会を充実させ、大人が児童生徒の育ちに関心を持つことが必要である。まずは、大人が手本となり、児童生徒の健全な成長にとって好ましい環境をつくっていくことが必要となる。

(2) 早期発見

いじめの早期発見のためには、教師や大人が児童生徒の小さな変化に気づく力を高めることが大切である。小さな兆候であつてもいじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりを持ち、積極的にいじめを認知することが必要である。そのため、学校は、定

期的な「アンケート調査」や「教育相談」の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい環境を整えるとともに、家庭、地域と連携して、周囲の大人が児童生徒を見守る意識を持つように働きかけることが必要である。

さらに、ネット上のSNS等を通じて行われるいじめ（以下「ネット上のいじめ」という。）の特性を十分に考慮した上で、SNS等の利用実態の把握と指導に努める必要がある。

（３）いじめへの対処

いじめの疑いがあることが確認された場合、特定の教職員が情報を抱え込むことなく、直ちに情報を共有した上で、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、教職員が連携して組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や市教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は平素から、いじめを把握した場合の対処のあり方について、理解を深めておくことが必要であり、また、組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

（４）家庭や地域との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すためには、学校の基本方針を家庭や地域に周知し、共有した上で学校と連携して、対応することが必要である。そのために、学校運営協議会・学校評議員会等を活用して地域との連携を図ったり、PTAや地域の関係団体と教職員が、いじめの問題について協議する機会を設けたりする中で、児童生徒への関わり方についての啓発を進めたり、我が子も含めて、地域の児童生徒の見守りや情報提供を依頼したりしておくことが必要である。また、子育てに悩む家庭が、就学前の早い段階から相談をしたり、支援を受けたりできるように、相談窓口の周知を進める必要がある。

（５）関係機関との連携

いじめの問題への対応において、学校や市教育委員会が必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合には、関係機関（岡山県教育庁人権教育・生徒指導課、岡山県総合教育センター、岡山教育事務所、児童相談所、医療機関、地方法務局、警察等）との適切な連携といじめ問題に対する方針の共有が必要である。そのためには平素から学校や市教育委員会と関係機関の担当者間で情報共有体制を構築しておくことが必要である。

（６）保護者の責務

保護者は、児童生徒に対する教育について第一義的責任を有しており、就学前の幼児期から、人との関わり、生活習慣、規範意識等に配慮した子育てを行うことが必要である。

そのため、学校園や地域と連携し、思いやりや生命を大切にする心、善悪を判断する心、正義感、他者とのより良い関係を築く力等人間形成の基礎となる力を育むための指導等を行うとともに、学校や市教育委員会が講ずるいじめの未然防止、早期発見、解消等の対策に参加し、協力する必要がある。特に、児童生徒のネットに繋がったスマホ等の通信機器の利用

を管理することは、保護者の責務であり、持たせる必要性について家庭内で十分に検討した上で、児童生徒に持たせる場合には、トラブルから自身を守るためのルール作りを共に行う必要がある。

また、児童生徒が安心できる生活環境を確保し、悩みを相談できるように発達段階に応じた良好な親子関係作りに努める必要がある。特に思春期においては、不安定な心理状態や複雑化する交友関係、スマホ等の通信機器に関わる時間の増加等により、いじめへの関与も複雑化しやすいことを踏まえ、親子がしっかり向きあうとともに、小さなことでも心配な兆候が見られた際には、学校や相談機関に迷うことなく相談していく必要がある。

Ⅱ いじめ問題への対策の内容

1 いじめ問題への対策のために市が実施すべき内容

(1) 瀬戸内市いじめ問題対策連絡協議会の設置

瀬戸内市は、法の趣旨を踏まえ、いじめ問題への対策に関係する機関等との連携強化を図り、施策の効果の検証や今後の施策のあり方について検討するため、学校、教育委員会、児童相談所、地方法務局、警察、PTAその他必要と認められる関係機関等の代表者により構成される瀬戸内市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

(2) 瀬戸内市いじめ問題対策専門委員会の設置

市教育委員会は、公立学校におけるいじめ問題への対策を実効的に行うために、瀬戸内市いじめ問題対策専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。専門委員会には、瀬戸内市学校支援チームの組織を充て、弁護士、学識経験者、臨床心理士や社会福祉士などの専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努める。

設置する専門委員会は、次に示す機能を担うものとする。

<専門委員会の機能>

- ア 市立学校におけるいじめに関する通報や相談を受け、第三者機関として当事者間の関係を調整するなどして問題の解決を図る。
- イ 市立学校におけるいじめの事案について、市教育委員会がいじめの報告を受け、法第24条に基づき自ら調査を行う必要がある場合に、この調査を行う。
- ウ 市教育委員会が、法第28条に規定する重大事態に係る調査を市立学校の設置者として行う場合に、この調査を行う。
- エ 上記の機能のほか、市教育委員会からの諮問に応じ、いじめ防止等のための対策や取組を実効的に行うため、専門的な知見に基づく審議を行う。

(3) 市が実施すべき取組

いじめ問題への対策のために、市及び市教育委員会は学校に対して必要な指導、助言又は援助を行う。

① いじめの未然防止

ア 道徳教育及び体験活動等の充実

豊かな情操と道徳心や社会性を育むとともに自他の存在を等しく認め、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえる。児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、いじめと正面から向き合うことができるよう全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実のため、効果的な取組の普及や教職員の指導力の向上を図る。

イ 「いじめについて考える週間」を中心とした児童生徒による主体的な活動の支援

「いじめについて考える週間」を中心として、いじめの問題を自分たちの問題と捉え、自分たちで改善しようと努力する児童生徒の主体的な活動を全ての学校で推進し、いじめを許さない強い心を育てる。また、「いじめ防止ポスター・標語」の作成等を通して、いじめを許さない意識の高揚を図る。

ウ いじめを許さない集団づくりと意識の醸成

いじめの未然防止の観点から、心理検査等を実施して学校生活における個々の児童生徒の満足感、意欲及び学級集団の状態を教職員が客観的に把握する。さらに、その結果を活用して主体的に参加できる学習活動や学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動を充実させることで、自己有用感や充実感を育み、いじめが起こりにくく、意欲的に学習や活動に取り組む集団づくりを支援する。

エ 教職員の資質能力の向上と教育相談体制の充実

いじめ問題への対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の資質能力の向上を図るため、市教育委員会及び学校は、ネット上のいじめとその対処法に関する研修、カウンセリングやストレスマネジメント等に関する研修、発達障害や性同一性障害等の様々な事情・背景に起因するいじめの正しい理解に関する研修などを全ての学校で実施する。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門的知識を有する者の派遣により教育相談体制を充実する。

オ 連絡協議会の設置による関係機関等との連携の強化

いじめ問題への対策が、関係者の連携のもとに適切に行われるよう連絡協議会を設置し、情報交換を行いながら、施策の実施状況や学校での取組について協議し、その改善を図ることで、学校、家庭、関係機関等の間の連携の強化を図る。

カ 家庭への支援

いじめを防止することの重要性について保護者の理解を深めるため、3歳児健診や就学時健診、小学校の入学説明会、PTA研修会等全ての保護者が参加する機会を活用し、保護者が、主体的に学び合うことのできる研修を全ての地域や学校園で実施する。またこど

も・健康部と連携して育児相談の周知を図り、就学前から我が子への接し方に悩む保護者への支援を行う。

キ ネット上のいじめについての児童生徒の教育や保護者啓発の促進

全ての児童生徒に対して、ネット上のいじめを防止し、トラブルに未然に対処ができるよう、情報モラルに関する指導を年間指導計画に位置付け実施する。また、保護者に対して、SNSに係る危険性やネット上のいじめについて認識を深めるため、授業やPTA研修等の機会に情報モラルに関する研修を実施するよう指導・助言する。

ク 瀬戸内市いじめ防止基本方針による施策の点検・評価

市の基本方針に基づく施策が、実情に即して効果的に機能しているかを連絡協議会において点検・評価し、必要に応じてその内容を見直す。

ケ 学校評価・教員評価への指導・助言

学校評価において、評価項目としていじめへの取組を含めるものとする。その際、いじめの有無やその多寡を評価するのではなく、具体的な取組状況や達成状況を評価するよう、学校に対する指導・助言を行う。また、教員評価においても、いじめの有無や多寡を評価するのではなく、児童生徒の理解、未然防止や早期発見、発生したいじめの組織への情報伝達と迅速かつ適切な対応、取組等を評価するよう指導・助言を行う。

コ いじめ問題への対策のための調査研究成果の普及

学校が主体的に行ういじめ問題への対策についての調査研究に対して助言や支援を行い、結果を検証した上で、市内の学校に対してその成果の普及を行う。

② 早期発見

ア 定期的な調査等の実施についての指導

いじめを早期に発見するため、学校において児童生徒に対するアンケート調査や教育相談など定期的な調査等が行われるよう指導・助言を行う。

イ いじめ相談体制の充実

市教育委員会はいじめについての相談を受け付け、児童生徒、保護者に対する相談体制の充実を図る。また、県の「24時間子供SOSダイヤル」や「いじめ問題相談窓口」、法務局の相談窓口や「子ども人権SOSミニレター」の周知を行うとともに、対応について連携をしていく。

ウ 「ネットパトロール事業」によるネット上の書き込みへの対応

県が実施する「ネットパトロール事業」の結果を該当校に連絡することで、早期にネット上のいじめに対処できる体制を整備する。

③ いじめへの対処

ア 学校への支援といじめの解消

全ての学校がいじめを積極的に認知し、100%の解消を目指し、組織的に徹底して解消に取り組む。学校で実施した調査等で把握したいじめについては、学校において早期の

きめ細かい対応を行う。

イ 警察との連携

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向に配慮した上で、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応をとるよう学校に対して指導・助言を行う。

ウ スクールソーシャルワーカー等を活用したいじめの背景要因への対応

児童生徒がいじめを行う背景要因に着目し、生活環境等の課題の解決を図るため、スクールソーシャルワーカー等と連携しながら改善を図る。

エ 岡山県教育庁人権教育・生徒指導課との連携

学校で実施した調査や相談窓口等で把握したいじめについては、まず学校において早期のきめ細かい対応を行うが、解決が進まない場合に、岡山県教育庁人権教育・生徒指導課と連携し、いじめ問題の解消を図る。

オ 出席停止に係る措置

いじめられた児童生徒等が、安心して教育を受けられるようにするため、いじめた児童生徒の保護者に対して、学校教育法第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づいて出席停止の措置を講じる。

カ いじめの当事者間の学校が異なる場合における連携協力体制の整備

いじめられた児童生徒といじめた児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめられた児童生徒やその保護者に対する支援、いじめた児童生徒やその保護者に対する指導や助言を行うことができるようにするため、関係する学校間の生徒指導担当者の連絡会議を持つように指導するなど学校相互の連携協力体制を整備する。

2 いじめ問題への対策のために学校が実施すべき内容

学校は、いじめ問題への対策のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、校長のリーダーシップのもと、一致協力した指導体制を確立し、市教育委員会とも適切に連携を行い、学校の実情に応じた取組を推進する。

（１）学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国・県又は市等の基本方針を参考にして、どのようにいじめ問題への対策を行うかについての基本的な方向性や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校の基本方針」という。）として定め、学校のホームページや学校だよりなどにより、保護者や地域の方が、基本方針の内容を確認できるよう徹底し、その内容を必ず入学時や各年度の開始時に、児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

学校の基本方針の内容の例として、次のようなものが考えられる。

＜学校の基本方針の内容の例＞

- ア 「いじめの未然防止」「早期発見」「いじめへの対処」に関する取組方針、生徒指導体制や教育相談窓口等の体制、校内研修等教職員の資質能力向上を図る取組等を具体的に定める。
- イ 学校の教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する取組が、体系的・計画的に行なわれるよう、包括的な取組の方針を定めるとともに、その具体的な指導内容のプログラム化を図る。
- ウ 学校の基本方針が、その学校の実情に即して適切に機能しているかをいじめ対策委員会を中心に点検・評価し、次年度の取組の改善に生かす仕組みを盛り込む。

学校の基本方針は、年度毎に見直し、保護者や地域の方、専門家や関係機関等の参画を得た方針になるようにするとともに、具体的ないじめ防止等の対策に係る取組について検討する。また、児童生徒の意見も取り入れ、いじめの防止についての児童会活動や生徒会活動など、児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるようにする。

（２）基本方針に基づく取組の点検・評価

学校評価において、学校の基本方針に基づく、いじめの未然防止、早期発見、いじめへの対処等の取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、評価し、その評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの未然防止等のための取組の改善を図る。

＜学校評価等の評価項目に位置付けられる取組事例＞

- ア いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり
- イ 早期発見・事案対処のマニュアルの実行
- ウ 定期的、必要に応じたアンケート
- エ 個人面談、保護者面談の実施
- オ 校内研修の実施 等

（３）いじめ対策委員会の設置

学校は、法第２２条に基づき、学校におけるいじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ対策委員会」を設置し、組織的な対応を行う。いじめ対策委員会は、特定の教職員で問題を抱え込まず、学校が組織的に対応することにより、複数による状況の見立てを行い、その学校の複数の教職員に加え、可能な範囲で

心理や福祉などの外部専門家等の参加を得て対応することにより、より実効的ないじめ問題の解決を図る。

いじめ対策委員会は、次のような役割を担う。

＜いじめ対策委員会の役割＞

【未然防止】

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見・いじめへの対処】

- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの早期発見・いじめへの対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と共有、記録を行う役割
- いじめに係る情報が入った場合に、組織的に対応するための中核としての役割
 - a 緊急会議を開き、情報の迅速な共有
 - b 関係のある児童生徒への事実関係の聴取
 - c 指導や支援の体制・対応方針の決定
 - d 保護者との連携 等
- いじめへの対応後の被害・加害児童生徒に対する学校の対応状況（日常的な観察等）を確認する役割

【学校の基本方針に基づく各種取組】

- 学校の基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- 学校の基本方針における年間計画に基づき、いじめの未然防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- 学校の基本方針が当該校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校の基本方針の見直しを行う役割

（４）学校が実施すべき取組

学校の基本方針には、「いじめの防止」「早期発見」「いじめへの対処」を主な項目として「学校がどのような児童生徒を育てようとしているのか」、そのために「教職員は何をするのか」、「保護者や地域はどう協力するのか」等を示す。

学校の基本方針に記載していく学校が実施すべき取組には、次のようなものが考えられる。

① いじめの未然防止

ア 校内指導体制の確立

校長のリーダーシップのもと、学校の生徒指導方針やいじめ防止の基本方針に基づいて、いじめ対策委員会を中核として教職員の共通理解を図り、校内組織を整備し、生徒指導体

制や教育相談体制を確立する。また、学校の年間の教育活動全体を通じて、いじめの未然防止に資する多様な取組が、体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定め、具体的な指導内容のプログラム化を図り、学校の組織的な対応力のさらなる向上を目指す。

イ 児童生徒の生命尊重の態度、人権尊重の意識、自己指導能力の育成

お互いを思いやり、生命を大切にする態度や自他の人権を尊重する意識を育成するため、実態に合わせて題材や資料等の内容を十分に工夫しながら、道徳教育や人権教育の充実に努める。また、児童生徒が、児童会・生徒会活動等の特別活動において自分たちの生活をよりよくしていくために、様々な問題を自分たちで考え改善していこうとする取組を教職員が積極的に指導・支援することで、自己指導能力の育成を図る。

ウ 互いに認め合い、心が通じ合う温かい人間関係づくり

授業や学級での活動、学校行事等におけるボランティア活動や自然体験等の体験活動、あるいは部活動や地域での活動等の中で、コミュニケーション能力を育てるとともに、日頃から規律ある集団の中で、誰もが活躍できる活動や授業づくりを進め、集団の一員としての自己有用感や充実感を育むことにより、互いに認め合い、心の通じ合う温かい人間関係をつくる。また、特別活動等の時間を利用して、ストレスに適切に対処する力や他者と関わるために必要なスキルを身に付けさせる教育を実施する。さらに、いじめの傍観者とならず、教職員への報告をはじめとする児童生徒の訴える力を育成するとともに、互いに支え合う風土を培う。

エ 児童生徒の主体的な参加による活動の促進

いじめの発端となる可能性のあるトラブルを自分たちで解決しようとする意識を持たせ、自ら乗り越えていく経験をさせる。その際、教師はその過程を観察し、単に子どもたちに任せるのではなく、指導的な立場を保ちながら支援することに努めなければならない。

また、児童会や生徒会による主体的・自治的な活動で、いじめの防止について考え、啓発する取組を進めることで、困難に立ち向かうたくましさや勇気を持っていじめについて身近な大人に訴えることができる力を育てるとともに、学級等の中で起こったいじめの問題を自分たちの問題として捉え、見て見ぬふりをせず、互いに支え合い協力していくことの大切さを実感させる。

オ ネット上のいじめに対処できる能力や態度の育成

各教科や特別の教科道徳、総合的な学習の時間に、これからの情報社会の中で生きていくために必要な知識・技術やモラルの指導を行うことに加え、専門的な知識を持った業者等の協力も得ながら、SNS等の利便性や、その裏に潜む危険性やいじめ等のトラブルへの対処法についての学習を行い、最新の技術を適切に活用できる能力や態度を育てる。

カ 教職員の指導力の向上

学校の実態を踏まえた上で、いじめ問題実践事例集等を活用した研修を実施し、いじめ問題への対策を実施する上での留意点などについて、教職員間の共通理解を図り、全教職員がいじめの認知能力やその後の対応能力の向上に努め、いじめを生まない集団づくりを進め、学級経営力の向上につなげる。また、発達障害、性同一性障害等に関する正しい理解、SNS等の利用実態やネット上のいじめに対する指導のあり方等、今日的な課題につ

いても積極的に研修を行い、共通理解に基づいた指導を行う。

あわせて、教職員の何気ない言動が児童生徒を傷つけたり、結果として他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方に注意を払うとともに、教職員が児童生徒の模範として信頼される存在となるよう、自らの規範意識を絶えず見つめ直す。また、児童生徒一人一人を大切にしているかを繰り返し点検し、学級経営や教科指導に関する指導力の向上に努める。

キ 特に配慮が必要な児童生徒への対応

発達障害を含む障害のある児童生徒、海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒、性同一性障害等の児童生徒、東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に適切な支援を行うとともに、積極的に研修を実施し、保護者や関係機関等との連携、周囲の児童生徒に対する指導を組織的に行う。

ク 家庭や地域の関係団体との連携強化

P T Aや地域とともに、ネット上のいじめも含めた今日的な課題や様々な問題に起因するいじめ問題について研修したり、協議したりする機会を設け、家庭や地域での児童生徒への関わり方をともに考えることで、いじめの根絶に向け、児童生徒を見守り、健全な成長を支援する地域ぐるみの取組を地域連携担当教員中心に推進する。

ケ 学校いじめ防止基本方針の周知

P T A総会や保護者会等の場を活用したり、学校・学年だより等による広報活動を必ず入学時や各年度の開始時に積極的に行ったりして、いじめ問題に対する学校の基本方針や保護者の責務、家庭教育の大切さ等を再確認し、保護者や地域の理解を得る。

コ 学校いじめ防止基本方針による取組の点検・評価

学校の基本方針による取組の状況について、いじめ対策委員会において計画的かつ継続的な点検・評価を行い、次年度の取組の改善に生かす。

② 早期発見

ア 教職員による観察や情報交換

日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険なサインを見逃さないようアンテナを高く保つ。児童生徒の小さな変化に気づいた場合、教職員は、気づきメモの交換やケース会議などの工夫を行い、短時間でも時間を確保して常に情報の共有を図る。また、P T Aや地域の関係機関、学校支援地域本部等からいじめについての情報も得ることができるよう、窓口の周知や情報提供の依頼を定期的に行う。

イ 定期的なアンケート調査等の実施

児童生徒の生活実態について、1人1台端末を活用した「心の健康観察」の日常的实施、定期的なアンケート調査や教育相談、生活ノートの活用等、きめ細かな把握に努め、児童

生徒がいじめを訴えやすい環境を整える。

ウ 校内の教育相談体制の活用

児童生徒や保護者等の悩みを積極的に受け止めることができるよう校内の教育相談体制を整備するとともに、日頃から児童生徒のがんばりなどについて保護者への連絡や児童生徒への声かけなど、児童生徒や保護者が気軽に相談できる関係づくりに努める。また、スクールカウンセラー等の専門家を積極的に活用し、教育相談体制の充実を図る。

エ 校外の相談機関等の周知

市教育委員会内のいじめ相談窓口、県青少年総合相談センターや教育相談室、県総合教育センター等に設置している面談・電話・Eメールによる相談窓口、法務局の相談窓口等について、児童生徒や保護者に対する周知や広報を継続して行う。

オ SNS等の利用実態の把握と指導

教職員は、アンケート調査や教育相談等の様々な機会を利用して、児童生徒のSNS等の利用実態やその中での人間関係の積極的な把握に努める。小さな兆候や情報であってもいじめに関わる内容を把握した際には、いじめ対策委員会を中心とした教職員間で情報を共有し、ネット上のいじめは顕在化しにくいという特性を十分理解した上で、教職員間で連携を図りながら該当の児童生徒と関わり持ち、いじめの実態を把握して、関係する児童生徒に対する指導を適切に行う。

③ いじめへの対処

ア いじめの発見や相談を受けたときの対応

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、後回しにすることなく、その場でその行為を止め、児童生徒から経緯を丁寧に聴き取る。児童生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合や相談機関からいじめに関する情報提供があった場合は、真摯に傾聴し対応する。小さな兆候であっても、行為や訴えの内容を軽視することなく、いじめの疑いがある行為には、早い段階から適切な関わりを持つ。その際、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、守り抜くことを最優先にした対応を行う。また、正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、学校は事実を隠すことなく保護者等に伝え、協力して対応する体制を整える。

イ 教職員の組織的な対応と関係機関との連携

いじめの相談や発見・通報を受けた教職員は、速やかに、いじめ対策委員会に報告するなど、学校の組織的な対応につなげなければならない。いじめ対策委員会において情報共有を行った後は、事実確認の上、組織的に対応方針を決定し、いじめられた児童生徒を徹底して守り通す姿勢で対応する。警察への通報には至らない事案についても、日頃から学校を所管する教育委員会や警察等の関係機関への相談を行い、互いの顔が見える連携を心がける。いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときには、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、学校は必ず警察と連携して対処する。

なお、特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込み、いじめ対策委員会に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反するおそれもある。

ウ いじめられた児童生徒とその保護者への支援

いじめられている児童生徒から、事実関係の聴取を行うとともに、心のケアや弾力的措置等、その児童生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう環境の確保を図る。また、家庭訪問等により、確実な情報を迅速に保護者へ伝え、今後の対応について保護者と情報を共有する。状況に応じて、心理や福祉等の専門家の協力を得ながら、いじめられた児童生徒に寄り添い、きめ細かく対応できる体制をつくる。学校は、いじめられた児童生徒を徹底的に守り通し、安全・安心を確保する責任があり、いじめが解消に至るまでいじめられた児童生徒の支援を継続する。

エ いじめた児童生徒への指導とその保護者への助言

いじめた児童生徒から事実関係の聴取を行い、いじめた気持ちや状況などについても聞き、その背景にも目を向けながら、その児童生徒が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す指導を行う。いじめを確認した場合、学校は「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を示し、必要に応じて外部の専門家の協力を得て、組織的に対応していじめをやめさせるとともに、その再発を防止する措置をとる。また、正確な情報を迅速に保護者へ伝え、事実に対する保護者の理解を促し、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求める。保護者に対する継続的な助言を行えるよう成長支援の観点からいじめた児童生徒が抱える問題等を解決するための具体的な対応方針を決める。

オ いじめの事実調査

いじめられた児童生徒、いじめた児童生徒双方からの聴取をもとに、必要な場合には、アンケート調査等を実施し、その結果から聴き取り対象者等を絞り込んだ上で、関係した児童生徒から事実関係の聴取を行う。そして、事実関係や指導の経緯等の情報を適切に記録し、保管する。

カ 他の児童生徒への働きかけ

いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、たとえ、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように指導する。また、はやし立てるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為は、いじめに加担する行為であることを十分に理解させる。いじめを当事者だけの問題でなく全体の問題として考えられるよう、様々な資料をもとに話し合い、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

キ いじめ解消後の継続的な指導

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情

も勘案して判断する。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

いじめられた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当期間継続していること。この相当期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、市教育委員会又はいじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

(2) いじめられた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかを判断する時点において、いじめられた児童生徒がいじめの行為により、心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめられた児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は引き続き十分な観察を行い、適宜必要な指導を継続的に行う。いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止のために日常的に取り組む内容を検討し、計画的に進めることでいじめのない学校づくりの取組を強化する。

ク ネット上の不適切な書き込み等への対処

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、必要に応じて県教育委員会が行うネットパトロール事業による監視に加え、定期的なアンケート調査や教育相談等によるSNS等の利用実態の把握も踏まえて、削除要請や指導を行うなど適切に対処する。また、書き込みを行った児童生徒が特定できる場合には、加害の児童生徒に対して、被害児童生徒に与える影響の大きさについて十分に認識させ、反省を促すとともに、被害児童生徒に対する精神的なケアを行う。特定できなかった場合においても、その都度情報モラルや法的責任についての全体指導を行い、被害者が受ける心の痛みを想像させることや軽はずみな行動で法的責任が問われることなどを指導する。

3 重大事態への対処

瀬戸内市が所管する市立学校において重大事態が起こった場合、市の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により対処する。

(1) 学校の設置者又は学校による調査

① 重大事態の発生と調査

ア 調査を要する重大事態

市及び市教育委員会又は学校は、次の場合には、その事態に対処し、同様の事態の発生の防止に資するため、その下に組織を設け、適切な方法により、この重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（年間30日を目安）

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった時は、その時点での学校の判断にかかわらず、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

イ 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校は市教育委員会を通じて市長へ報告する。

ウ 調査の主体

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに市教育委員会に報告し、市及び市教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。調査の主体は、学校が主体となって行う場合と、市及び市教育委員会が主体となって行う場合がある。

エ 調査を行う組織

学校が調査主体となる場合、校内に法第22条に基づき設置したいじめ対策委員会を母体として重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えた組織等を活用して調査を行う。この場合にも市及び市教育委員会は、調査を実施する学校に対して必要な指導や適切な支援を行う。

学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと市及び市教育委員会が判断する場合や学校の教育活動に支障が生ずるおそれがあるような場合には、市及び市教育委員会が調査主体となり、市教育委員会の下に専門的知識等を有する第三者により構成される専門委員会を設けて調査を行う。

オ 事実関係を明確にするための調査の実施

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合には、当該児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行う。この際、個別の事案が広く明らかになることにより、被害児童生徒や情報提供者に被害が及ばないよう十分留意する。

また、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合には、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速にその保護者に今後の調査について協議し、調査に

着手する。

当該児童生徒への聴き取りの可否に関係なく、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景、事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に調査し、明確にする。

カ いじめられた児童生徒が自殺した場合の対応

「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（文部科学省平成26年7月改訂）」に基づき、自殺の背景調査を実施する。その際、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

② 調査結果の提供及び報告

ア いじめられた児童生徒やその保護者への情報提供

市教育委員会又は学校は、いじめられた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめられた児童生徒やその保護者に対して説明する。

イ 調査結果の報告

調査結果は、市長に報告する。

上記のアの説明の結果を踏まえて、いじめられた児童生徒やその保護者が希望する場合には、いじめられた児童生徒やその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

（２）調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

① 再調査

重大事態の報告を受けた市長は、この報告に係る重大事態への対処又はこの重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という）を行うことができる。

再調査の主体は、いじめられた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

② 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、この調査に係る重大事態への対処又はこの重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずる。また、市長は再調査の結果を議会に報告する。

Ⅲ その他の重要事項

1 いじめ問題への対策の点検・評価

市の基本方針に基づくいじめ問題への対策が本市の状況に即して、効果的に機能しているかに

ついて毎年度、連絡協議会において点検・評価し、必要に応じてその対策の内容や取組の方法を見直す。

2 瀬戸内市いじめ防止基本方針の見直し

市は、市の基本方針の策定から3年の経過を目途として、本市の状況及び法の施行状況や国の基本方針の変更等を勘案して、市の基本方針の見直しを連絡協議会において検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

